



野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

冬から春にかけては、湿度が低く空気が乾燥する上に、火気を使用する機会が多くなるため、全国的に火災が多く発生しています。

今年、本市では休耕地の枯草などが延焼する「その他火災」が、特に多く発生しました。原因としては、野外でゴミや枯草を焼却していた時に、風にあおられ周囲に延焼した事例などが多かったようです。農業・林業を営むために、やむを得ないものとして行われる焼却*以外の野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

やむを得ず、稲わらや伐採した枝などを野外焼却する場合は、風の向きや強さ等を考え、一度火をつけたら確実に消火が確認できるまでその場を離れない、また万が一の場合に備え、消火に十分な量の水も準備してください。

火災は、自分自身はもちろん、家族や近隣にも被害を及ぼします。日ごろから火災の怖さを意識して、自分の住む地域からは絶対に火災を出さないという強い気持ちを持って生活するよう心がけることが大切です。



※やむを得ない焼却とは…

農業者が行う稲わらなどの焼却
林業者が行う伐採した枝の焼却等

消防団員 募集!!

～大切なまちや家族を守りたい想いはひとつ～
「あなたも一緒にかけがえのないものを守りませんか」

市消防団では、消防団員を募集中。男性団員はもちろん女性団員も募集しています。一人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら“自分たちのまちは、自分たちの手で守る”という信念のもと、日々様々な活動をしています。あなたにもできることがきっとあるはずです。

あなたのチカラを消防団で活かしてみませんか。

○入団資格

①年齢18歳以上の方(男女) ②心身ともに健康な方 ③市内に居住または勤務する方

○入団方法

自身の居住または勤務地域の消防分団に直接連絡していただくか、問い合わせ先までご連絡ください。



■問い合わせ■ 消防本部総務課 地域消防グループ ☎53-1152

今月の 耳より情報 を募集します

1月号の情報を大募集!!

1月号のテーマは、「残したい伝えたい伝統文化」です。次の世代に伝えていきたい伝統文化についてご意見や感想などをお寄せください。12月20日(火)までに、郵便またはファックス、Eメールでお送りください。

【問い合わせ】 政策審議室 秘書広聴課
☎52-1111(内線312)
〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6
Eメールアドレス
→ hishokou@city.hitachiomiya.lg.jp

QRコードからの投稿はこちら→

